

香川県条例第9号

香川県立自然公園条例及び香川県自然環境保全条例の一部を改正する条例

(香川県立自然公園条例の一部改正)

第1条 香川県立自然公園条例（平成2年香川県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| 目次 第1章・第2章 略 第3章 公園計画（第6条・第7条） <u>第4章 公園事業（第8条—第17条）</u> 第5章 保護及び利用（第18条—第23条） 第6章 生態系維持回復事業（第24条—第27条） 第7章 風景地保護協定（第28条—第33条） 第8章 県立自然公園管理団体（第34条—第39条） 第9章 雜則（第40条—第42条） 第10章 罰則（第43条—第48条） 附則 | 目次 第1章・第2章 略 第3章 公園計画 <u>及び公園事業</u> （第6条—第10条） <u>第4章 保護及び利用（第11条—第16条）</u> 第5章 風景地保護協定（第17条—第22条） 第6章 県立自然公園管理団体（第23条—第28条） 第7章 雜則（第29条—第31条） 第8章 罰則（第32条—第36条） 附則 |
| (目的) 第1条 この条例は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。 | (趣旨) 第1条 この条例は、自然公園法（昭和32年法律第161号）の規定に基づき、県立自然公園の指定その他県立自然公園に関し必要な事項を定めるものとする。 |
| (定義) 第2条 略 (1) 略 (2) 公園計画 県立自然公園の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。 (3) 略 | (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 公園計画 県立自然公園の保護又は利用のための規制又は施設に関する計画をいう。 (3) 略 |

(4) 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であって、県立自然公園における生態系の維持又は回復を図るものを行う。

第3章 公園計画

(公園計画の決定)

第6条 公園計画は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。

2 知事は、公園計画を決定したときは、その概要を告示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならない。

(公園計画の廃止及び変更)

第7条 知事は、公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

2 前条第2項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。

第4章 公園事業

(公園事業の決定)

第8条 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。

2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、知事が行う公園事業の廃止又は変更について準用する。

(公園事業の執行)

第9条 略

2 県以外の地方公共団体は、規則で定めるところにより、知事に協議し、その同意を得て、公園事業の一部を執行することができる。

3 地方公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。

4 第2項の同意を得ようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 第2条第3号に規定する規則で定める施設（以下「公園施設」とい

第3章 公園計画及び公園事業

(公園計画及び公園事業の決定)

第6条 公園計画及び公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。

2 知事は、公園計画又は公園事業を決定したときは、その概要を告示しなければならない。

(公園計画及び公園事業の廃止及び変更)

第7条 知事は、公園計画及び公園事業を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

2 前条第2項の規定は、公園計画及び公園事業の廃止及び変更について準用する。

(公園事業の執行)

第8条 略

2 県以外の地方公共団体は、知事に協議し、その同意を得て、公園事業の一部を執行することができる。

3 地方公共団体以外の者は、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。

4 第2項の規定による協議及び前項の認可の手続並びに第2項の同意を得て又は当該認可を受けて行う公園事業の執行に関して必要な事項は、規則で定める。

う。) の種類

- (3) 公園施設の位置
- (4) 公園施設の規模
- (5) 公園施設の管理又は経営の方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第2項の同意を得た者又は第3項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、県以外の地方公共団体にあっては知事に協議し、その同意を得なければならず、地方公共団体以外の者にあっては知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の同意を得ようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 公園事業者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

10 第3項又は第6項の認可には、県立自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができます。

(改善命令)

第10条 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第3項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(承継)

第11条 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であって、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下「合併法人等」という。）が県以外の地方公共団体である場合にあっては知事に協議し、その同意を得たとき、合併法人等が地方公共団体以外の法人である場合にあっては知

事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

- 2 公園事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。
- 3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第9条第3項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。
- 4 第2項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

（公園事業の休廃止）

第12条 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

（認可の失効及び取消し等）

第13条 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第9条第2項の同意又は同条第3項の認可は、その効力を失う。

- 2 前項の規定により第9条第2項の同意又は同条第3項の認可が失効したときは、当該同意又は認可が失効した者は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、第9条第3項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。
 - (1) 第9条第6項若しくは第9項又は前条の規定に違反したとき。
 - (2) 第9条第10項の規定により同条第3項又は第6項の認可に付された条件に違反したとき。
 - (3) 第10条の規定による命令に違反したとき。
 - (4) 偽りその他不正の手段により第9条第3項又は第6項の認可を受けたとき。

(原状回復命令等)

- 第14条 知事は、第9条第3項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、県立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。
- 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ぜべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

- 第15条 知事は第9条第3項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関する報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公園事業の執行に要する費用)

- 第16条 略

(公園事業の執行に要する費用)

- 第9条 略

(適用除外)

第17条 第9条から前条までの規定は公園事業のうち国の執行する事業について、前条の規定は公園事業のうち道路法（昭和27年法律第180号）による道路に係る事業及び他の法律又は他の条例にその執行に要する費用に関して別段の規定がある事業については、適用しない。

第5章 略

(特別地域)

第18条 知事は、県立自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域（海域を除く。）内に特別地域を指定することができる。

2 略

3 特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第3号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

(4)～(11) 略

(12) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

(13) 略

(14) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

(15)・(16) 略

(17) 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

4・5 略

6 第3項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時

(適用除外)

第10条 前2条の規定は公園事業のうち国の執行する事業について、前条の規定は公園事業のうち道路法（昭和27年法律第180号）による道路に係る事業及び他の法律又は他の条例にその執行に要する費用に関して別段の規定がある事業については、適用しない。

第4章 保護及び利用

(特別地域)

第11条 知事は、県立自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域（海面を除く。）内に特別地域を指定することができる。

2 略

3 特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為（第5号に掲げる行為を除く。）若しくは同号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為若しくは第7号に規定する物が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3)～(10) 略

(11) 略

(12)・(13) 略

4・5 略

6 特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地域内

において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して3月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

7 略

8 特別地域内において木竹の植栽又は家畜の放牧（第3項第12号又は第14号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。

9 略

(1) 略

(2) 認定生態系維持回復事業等（第25条第1項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第2項の確認又は同条第3項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

(3) 第28条第1項の規定により締結された同項に規定する風景地保護協定に基づいて同項第1号に規定する風景地保護協定区域内で行う行為であって、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従って行うもの

(4) 略

（普通地域）

第19条 県立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対して、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第1号及び第3号に掲げる行為で海域内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

(1) 略

(2)～(4) 略

(5) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（海域内においてする場合を除く。）。

(6) 略

2 知事は、県立自然公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項の規定による届出を要する行為をしようとする

において第3項各号に掲げる行為（同項第5号に掲げる行為を除く。）又は同号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為若しくは同項第7号に規定する物が指定された際同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して3月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

7 略

8 特別地域内において木竹を植栽し、又は家畜を放牧しようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。

9 次に掲げる行為については、第3項及び前3項の規定は、適用しない。

(1) 略

(2) 第17条第1項の規定により締結された同項に規定する風景地保護協定に基づいて同項第1号に規定する風景地保護協定区域内で行う行為であって、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従って行うもの

(3) 略

（普通地域）

第12条 県立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対して、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第1号及び第4号に掲げる行為で海面内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

(1) 略

(2) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（海面内においてする場合を除く。）。

(3)～(5) 略

(6) 略

2 知事は、県立自然公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項の規定による届出を要する行為をしようとする

る者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

3～6 略

7 略

(1) 略

(2) 認定生態系維持回復事業等として行う行為

(3) 第28条第1項の規定により締結された同項に規定する風景地保護協定に基づいて同項第1号に規定する風景地保護協定区域内で行う行為であって、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従って行うもの

(4)～(6) 略

(中止命令等)

第20条 知事は、県立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第18条第3項の規定、同条第5項の規定により許可に付された条件又は前条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告徵収及び立入検査)

第21条 知事は、県立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、

る者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3～6 略

7 次に掲げる行為については、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

(1) 略

(2) 第17条第1項の規定により締結された同項に規定する風景地保護協定に基づいて同項第1号に規定する風景地保護協定区域内で行う行為であって、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従って行うもの

(3)～(5) 略

(中止命令等)

第13条 知事は、県立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第11条第3項の規定、同条第5項の規定により許可に付せられた条件又は前条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(報告の徵収、立入検査等)

第14条 知事は、県立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、

第18条第3項の許可を受けた者又は第19第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 知事は、第18条第3項、第19条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、県立自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第18条第3項各号若しくは第19条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。
- 3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 略

第22条 略

(利用のための規制)

第23条 略

2 略

- 3 前項の規定により指示をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第6章 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業計画)

第24条 知事は、県立自然公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、県立自然公園における生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 生態系維持回復事業の目標
- (2) 生態系維持回復事業を行う区域
- (3) 生態系維持回復事業の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

第11条第3項の許可を受けた者又は第12条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 知事は、第11条第3項、第12条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員に、県立自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第11条第3項各号若しくは第12条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 略

第15条 略

(利用のための規制)

第16条 略

2 略

- 3 前項の規定により指示をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- 3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を告示しなければならない。
- 4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 第3項の規定は、知事が生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。

(県立自然公園における生態系維持回復事業)

第25条 県は、県立自然公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、県立自然公園における生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うものとする。

- 2 国及び県以外の地方公共団体は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について県立自然公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。
- 3 国及び地方公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が県立自然公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。

- 4 第2項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 生態系維持回復事業を行う区域
- (3) 生態系維持回復事業の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

- 6 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国及び県以外の地方公共団体にあっては知事の確認を、国及び地方公共団体以外の者にあっては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 9 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第26条 知事は、前条第3項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- (1) 県立自然公園における生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。
- (2) その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。
- (3) 前条第6項又は第9項の規定に違反したとき。
- (4) 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 偽りその他の不正の手段により前条第3項又は第6項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

第27条 知事は第25条第3項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第7章 略

(風景地保護協定の締結等)

第28条 知事、県以外の地方公共団体又は第34条第1項の規定により指定された県立自然公園管理団体は、県立自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該県立自然公園の区域（海域を除く。）内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」という。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

第5章 風景地保護協定

(風景地保護協定の締結等)

第17条 知事、県以外の地方公共団体又は第23条第1項の規定により指定された県立自然公園管理団体は、県立自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該県立自然公園の区域（海面を除く。）内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」という。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

(1)～(5) 略

2～5 略

第29条 略

(風景地保護協定の認可)

第30条 知事は、第28条第5項の認可の申請があった場合において、当該申請に係る風景地保護協定の内容が同条第3項各号に掲げる基準に適合するものであるときは、当該認可をしなければならない。

(風景地保護協定の公告等)

第31条 知事又は県以外の地方公共団体は、風景地保護協定を締結し、又は第28条第5項の認可をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該風景地保護協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、風景地保護協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(風景地保護協定の変更)

第32条 第28条第2項から第5項まで及び前3条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

第33条 第31条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあった風景地保護協定は、その公告のあった後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

第8章 略

第34条～第36条 略

(改善命令)

第37条 知事は、管理団体の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該管理団体に対し、その改善に必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(1)～(5) 略

2～5 略

第18条 略

(風景地保護協定の認可)

第19条 知事は、第17条第5項の認可の申請があった場合において、当該申請に係る風景地保護協定の内容が同条第3項各号に掲げる基準に適合するものであるときは、当該認可をしなければならない。

(風景地保護協定の公告等)

第20条 知事又は県以外の地方公共団体は、風景地保護協定を締結し、又は第17条第5項の認可をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該風景地保護協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、風景地保護協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(風景地保護協定の変更)

第21条 第17条第2項から第5項まで及び前3条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

第22条 第20条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあった風景地保護協定は、その公告のあった後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

第6章 県立自然公園管理団体

第23条～第25条 略

(改善命令)

第26条 知事は、管理団体の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該管理団体に対し、その改善に必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

第38条・第39条 略

第9章 略

(実地調査)

第40条 略

2・3 略

4 第1項の規定により立入り等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 略

(損失の補償)

第41条 県は、第18条第3項の許可を得ることができないため、同条第5項の規定により許可に条件を付されたため、又は第19条第2項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2~4 略

第42条 略

第10章 略

第43条 第14条第1項又は第20条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第44条 略

- (1) 第9条第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げる事項を変更した者（同条第3項の認可を受けた者に限る。）
- (2) 第9条第10項の規定により認可に付された条件に違反した者
- (3) 第18条第3項の規定に違反した者
- (4) 第18条第5項の規定により許可に付された条件に違反した者

第45条 第10条、第19条第2項又は第37条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第27条・第28条 略

第7章 雜則

(実地調査)

第29条 略

2・3 略

4 第1項の規定により立入り等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 略

(損失の補償)

第30条 県は、第11条第3項の許可を得ることができないため、同条第5項の規定により許可に条件を付せられたため、又は第12条第2項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2~4 略

第31条 略

第8章 嘲則

第32条 第13条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条第3項の規定に違反した者
- (2) 第11条第5項の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第34条 第12条第2項又は第26条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第46条 略

- (1) 第15条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (2) 第19条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第19条第5項の規定に違反した者
- (4) 第21条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第21条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (6) 県立自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第23条第1項第1号に掲げる行為をした者
- (7) 県立自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第23条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号に掲げる行為をした者
- (8) 第40条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り、標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

第47条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第43条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第48条 第9条第9項、第12条又は第13条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第9条第3項の認可を受けた者に限る。）は、5万円以下の過料に処する。

（香川県自然環境保全条例の一部改正）

第2条 香川県自然環境保全条例（昭和49年香川県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第12条第5項の規定に違反した者
- (3) 第14条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第14条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (5) 県立自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第16条第1項第1号に掲げる行為をした者
- (6) 県立自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第16条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号に掲げる行為をした者
- (7) 第29条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り、標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第32条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
| 目次 | 目次 |

第1章～第4章 略

第5章 生態系維持回復事業（第22条の2—第22条の5）

第6章～第9章 略

附則

(目的)

第1条 この条例は、香川県立自然公園条例（平成2年香川県条例第29号）
その他の自然環境の保全を目的とする条例と相まって、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の県民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(自然環境保全基本方針)

第9条 略

2 略

(1) 略

(2) 香川県自然環境保全地域、香川県緑地環境保全地域及び自然記念物の指定その他これらの地域等に係る生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に関する施策に関する基本的な事項

(3) 略

3～5 略

第4章 略

(県自然環境保全地域の指定)

第15条 略

(1) 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）

(2) 略

(3) その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持し

第1章～第4章 略

第5章～第8章 略

附則

(目的)

第1条 この条例は、自然環境の適正な保全のための基本的かつ総合的な施策の策定及び実施に関し必要な事項を定めることにより、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(自然環境保全基本方針)

第9条 略

2 自然環境保全基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 略

(2) 香川県自然環境保全地域、香川県緑地環境保全地域及び自然記念物の指定その他これらの地域等に係る自然環境の保全に関する施策に関する基本的な事項

(3) 略

3～5 略

第4章 香川県自然環境保全地域

(県自然環境保全地域の指定)

第15条 知事は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第22条第1項に規定する自然環境保全地域に準ずる土地の区域で次の各号のいずれかに該当するもののうち、自然的・社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを香川県自然環境保全地域（以下「県自然環境保全地域」という。）として指定することができる。

(1) すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）

(2) 略

(3) その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持し

ている海岸、湖沼、湿原又は河川の区域

(4) 略
2~8 略

(県自然環境保全地域に関する保全計画の決定)

第16条 県自然環境保全地域に関する保全計画（県自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は事業に関する計画をいう。以下同じ。）は、知事が決定する。

2 略

(1)~(3) 略

(4) 当該地域における自然環境の保全のための事業に関する事項
3・4 略

(特別地区)

第18条 略
2・3 略

4 特別地区内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第1号から第5号まで若しくは第10号に掲げる行為で森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区（以下「保安林等の区域」という。）内において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの、第6号に掲げる行為で前項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うもの又は第7号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものについては、この限りでない。

(1)~(6) 略

- (7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。
(8) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
(9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるもの

している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域

(4) 略
2~8 略

(県自然環境保全地域に関する保全計画の決定)

第16条 県自然環境保全地域に関する保全計画（県自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は施設に関する計画をいう。以下同じ。）は、知事が決定する。

2 県自然環境保全地域に関する保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1)~(3) 略

(4) 当該地域における自然環境の保全のための施設に関する事項
3・4 略

(特別地区)

第18条 略
2・3 略

4 特別地区内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第1号から第3号まで若しくは第7号に掲げる行為で森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区（以下「保安林等の区域」という。）内において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの又は第6号に掲げる行為で前項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うもの又は第7号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものについては、この限りでない。

(1)~(6) 略

として知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

(10)・(11) 略

(12) 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

5 前項の許可には、当該県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を付することができる。

6・7 略

8 第4項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して6月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

9 略

10 略

(1) 略

(2) 認定生態系維持回復事業等（第22条の3第1項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第2項の確認又は同条第3項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

(3)・(4) 略

(野生動植物保護地区)

第19条 略

2 略

3 略

(1)～(3) 略

(4) 認定生態系維持回復事業等を行うためにする場合

(5)～(7) 略

4 前条第5項の規定は、前項第7号の許可について準用する。

(7)・(8) 略

5 前項の許可には、当該県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を附することができる。

6・7 略

8 特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該地区内において第4項第1号から第6号までに掲げる行為に着手し、又は同項第7号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して6月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

9 略

10 次の各号に掲げる行為については、第4項及び第7項の規定は、適用しない。

(1) 略

(2)・(3) 略

(野生動植物保護地区)

第19条 略

2 略

3 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物（動物の卵を含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

(4)～(6) 略

4 前条第5項の規定は、前項第6号の許可について準用する。

(普通地区)

第20条 略

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があった日から起算して30日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

3～5 略

6 次の各号に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。

(1)・(2) 略

(3) 認定生態系維持回復事業等として行う行為

(4)～(6) 略

(中止命令等)

第21条 知事は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第18条第4項若しくは第19条第3項の規定に違反し、若しくは第18条第5項（第19条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をせずに同項各号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2・3 略

(国等に関する特例)

第22条 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第18条第4項又は第19条第3項第7号の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議し、その同意を得なければならない。

2 略

第5章 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業計画)

(普通地区)

第20条 略

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があった日から起算して30日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3～5 略

6 次の各号に掲げる行為については、前5項の規定は、適用しない。

(1)・(2) 略

(3)～(5) 略

(中止命令等)

第21条 知事は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第18条第4項若しくは第19条第3項の規定に違反し、若しくは第18条第5項（第19条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に附せられた条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をせずに同項各号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2・3 略

(国等に関する特例)

第22条 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第18条第4項又は第19条第3項第6号の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議し、その同意を得なければならない。

2 略

第22条の2 知事は、生態系維持回復事業（県自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であって、当該地域における生態系の維持又は回復を図るもの）の適正かつ効果的な実施に資するため、県自然環境保全地域に関する保全計画に基づき、審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めるものとする。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 生態系維持回復事業の目標
- (2) 生態系維持回復事業を行う区域
- (3) 生態系維持回復事業の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を告示しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

5 第3項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

（生態系維持回復事業の実施）

第22条の3 県は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うものとする。

2 国及び県以外の地方公共団体は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 国及び地方公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第2項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければなら

ない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 生態系維持回復事業を行う区域
- (3) 生態系維持回復事業の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国及び県以外の地方公共団体にあっては知事の確認を、国及び地方公共団体以外の者にあっては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第22条の4 知事は、前条第3項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- (1) 生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。
- (2) その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。
- (3) 前条第6項又は第9項の規定に違反したとき。
- (4) 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 偽りその他の不正の手段により前条第3項又は第6項の認定を受けたとき。

(報告徵収)

第22条の5 知事は、第22条の3第3項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることがで

きる。

第6章 略

(県緑地環境保全地域における行為の規制)

第26条 略

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、県緑地環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があった日から起算して30日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

3～5 略

6 次の各号に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。

(1)～(5) 略

(準用)

第27条 第21条の規定は県緑地環境保全地域の区域内における行為に対する命令について、第22条第2項の規定は当該区域内において国の機関又は地方公共団体が行う行為について、それぞれ準用する。この場合において、第21条第1項中「第18条第4項若しくは第19条第3項の規定に違反し、若しくは第18条第5項（第19条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反した者、前条第1項」とあるのは「第26条第1項」と、第22条第2項中「第18条第7項又は第20条第1項」とあるのは「第26条第1項」と、「したとき、又はしようとするとき」とあるのは「しようとするとき」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第7章 略

第30条から第34条まで 略

第8章 略

(報告及び検査等)

第5章 香川県緑地環境保全地域及び自然記念物

(県緑地環境保全地域における行為の規制)

第26条 略

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、県緑地環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があった日から起算して30日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3～5 略

6 次の各号に掲げる行為については、前5項の規定は、適用しない。

(1)～(5) 略

(準用)

第27条 第21条の規定は県緑地環境保全地域の区域内における行為に対する命令について、第22条第2項の規定は当該区域内において国の機関又は地方公共団体が行う行為について、それぞれ準用する。この場合において、第21条第1項中「第18条第4項若しくは第19条第3項の規定に違反し、若しくは第18条第5項（第19条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反した者、前条第1項」とあるのは「第26条第1項」と、第22条第2項中「第18条第7項又は第20条第1項」とあるのは「第26条第1項」と、「したとき、又はしようとするとき」とあるのは「しようとするとき」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第6章 削除

第30条から第34条まで 略

第7章 雜則

(報告及び検査等)

第35条 知事は、県自然環境保全地域及び県緑地環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第18条第4項若しくは第19条第3項第7号の許可を受けた者若しくは第20条第2項若しくは第26条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、県自然環境保全地域若しくは県緑地環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第18条第4項各号、第19条第3項本文、第20条第1項各号若しくは第26条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2 略

(損失の補償)

第37条 県は、第18条第4項若しくは第19条第3項第7号の許可を得ることができないため、第18条第5項（第19条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に条件を付されたため、若しくは第20条第2項若しくは第26条第2項の規定による処分を受けたため損失を受け、又は前条第1項の規定による当該職員の行為によって損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2・3 略

第9章 略

第40条 第21条第1項又は第2項（第27条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第18条第5項（第19条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反した者

第42条 第20条第2項又は第26条第2項の規定による処分に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第35条 知事は、県自然環境保全地域及び県緑地環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第18条第4項若しくは第19条第3項第6号の許可を受けた者若しくは第20条第2項若しくは第26条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、県自然環境保全地域若しくは県緑地環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第18条第4項各号、第19条第3項本文、第20条第1項各号若しくは第26条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2 略

(損失の補償)

第37条 県は、第18条第4項若しくは第19条第3項第6号の許可を得ることができないため、第18条第5項（第19条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に条件を付せられたため、若しくは第20条第2項若しくは第26条第2項の規定による処分を受けたため損失を受け、又は前条第1項の規定による当該職員の行為によって損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2・3 略

第8章 嘲則

第40条 第21条第1項又は第2項（第27条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第18条第5項（第19条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第42条 第20条第2項又は第26条第2項の規定による処分に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
(1)～(4) 略

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
(1)～(4) 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。
(香川県立自然公園条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の香川県立自然公園条例（以下「新自然公園条例」という。）第14条の規定は、この条例の施行の日以後に新自然公園条例第9条第3項の認可に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該認可を取り消された者について適用する。
(罰則に関する経過措置)
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(規則への委任)
- 4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。